

## 公益社団法人日本馬術連盟功労者・功労馬表彰推薦基準

1. 公益社団法人日本馬術連盟が行う公益社団法人日本馬術連盟功労者・功労馬表彰規則に基づく功労者ならびに功労馬の推薦は、この基準の定めるところによる。
2. 功労者は、次の各号に掲げる業績につき、日本の馬術・乗馬の普及振興に顕著な功績があった個人、団体及びグループとする。  
ただし、この項の個人・団体とは、原則として、現在・過去において日本馬術連盟の会員であるものをいう。
  - (1) 馬術ならびに馬事に関する発明・著作・翻訳、馬事衛生・施設・用具等の画期的改善、乗用馬の生産育成・調教、馬術指導等における衆目の認める特に顕著な功績。
  - (2) おおむね世界的水準の競技記録保持者。
  - (3) 重大な事故を未然に防止し、あるいは異常事態下の事業を遂行せしめた行為。
  - (4) 日本馬術連盟に対する馬、資産、金品、資料等の寄贈または提供。
  - (5) 日本馬術連盟の主要役職が通算15年を超え、かつ、満70歳を超えた者又はその表彰の年の前年の9月1日以後に死亡した者。
  - (6) 日本馬術連盟組成団体の役職が通算20年を超え、かつ、満70歳を超えた者又はその表彰の年の前年の9月1日以後に死亡した者。
  - (7) 日馬連主催競技に、通算20年以上にわたり出場し、馬術の普及促進に貢献し、満70歳を超えた者又はその表彰の年の前年の9月1日以降に死亡した者。
  - (8) オリンピック、世界馬術選手権、アジア競技大会等に出場し、かつ満70歳を超えた者又はその表彰の年の前年の9月1日以後に死亡した者。
  - (9) 日本馬術界に顕著な功績を残し日本馬術連盟会長が特に認めた個人又は団体。
- 2-2. 都道府県馬連の役職が通算20年を超え、かつ、満70歳を超えた者又はその表彰の年の前年の9月1日以後に死亡した者で、地域の馬術・乗馬の普及振興に顕著な功績があった個人、団体及びグループを地域功労者とする。
3. 功労馬は、次の各号に該当するものとする。ただし、この項の馬とは、原則として、現在・過去において日本馬術連盟の登録実績のある乗用馬をいい、競技を引退した馬とする。
  - (1) 下記(ア)から(ウ)すべてに該当する馬。
    - (ア) 国内馬術競技会に通算5年以上出場しているもの。
    - (イ) 18歳以上、またはその表彰の年の前年の9月1日以後にへい死、もしくは廃用となったもの。
    - (ウ) 下記①から④いずれかの大会・競技において優勝歴もしくは3位以内が3回以上あるもの。
      - ① 日本馬術連盟主催の下記大会・競技
        - ・全日本ジュニア障害馬術大会
        - ・全日本障害馬術大会(中障害B以上)
        - ・全日本ジュニア馬場馬術大会
        - ・全日本馬場馬術大会(セントジョージ賞典以上)
        - ・全日本ジュニア総合馬術大会
        - ・全日本ヤング総合馬術大会
        - ・全日本総合馬術大会(2スター以上)
        - ・全日本エンデュランス馬術大会(120km以上)
      - ② 国民体育大会馬術競技(少年団体障害飛越競技と少年リレー競技は除く)
      - ③ FEI公認馬術競技
      - ④ 全日本学生馬術大会の個人種目
  - (2) 乗用馬の改良、増殖に特に顕著な功績のあった馬。
  - (3) オリンピック、世界馬術選手権、アジア競技大会等に出場した馬。
  - (4) その他理事会が本項第1号該当馬と同等又はそれ以上の功績があると認めた馬。

附則

この基準は、公益社団法人日本馬術連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。(規則名称変更)

附則

この基準は、平成26年3月6日から施行する。(推薦基準全面改定)

附則

この基準は、平成27年9月14日から施行する。(地域功労者の設定等)

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。(第3条第1項の文章・表現を変更)